

一般社団法人日本サーフィン連盟「NSA サーフィンスクール」助成金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本サーフィン連盟（以下「連盟」という。）が交付する助成金の交付の申請、決定及び使用等に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「助成団体又は個人」とは、助成金の交付の決定を受けて、NSA サーフィンスクールを実施する者をいう。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金は、理事長がNSA サーフィンスクールを実施する助成団体又は個人に対し、予算の範囲内においてその施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 開催申請書（様式第2号）
- (2) その他理事長が必要とする書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、助成事業の目的及び内容により理事長が、必要がないと認めるときは、前項に掲げる書類の全部又は一部若しくは記載事項の一部を省略することができる。

(交付の決定)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じてヒアリング等を行い、助成金の交付の適否を決定する。

(決定の通知)

第6条 理事長は、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 前項の通知は、別に定めがあるものを除き、助成金の交付の申請があった日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。

(支出報告)

第8条 助成団体又は個人は、助成事業が完了したときは、助成事業支出報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が指定する助成金にあっては、書類の全部又は一部を省略することができる。

(交付の決定の取消し)

第9条 理事長は、助成団体又は個人について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前各号のほか、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき。

(助成金の返還)

第10条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

---

---

第 11 条 助成団体又は個人は、助成事業に係る支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、これを相当期間保管しておかなければならない。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

(理事会承認 令和 2 年 8 月 4 日)

---